

病理解剖時の遺体取り違え防止策について

令和6年9月5日

一般社団法人日本病理学会 理事長 小田義直
同 医療業務委員会 委員長 佐々木毅
同 剖検・病理技術委員会 委員長 牛久哲男

病理解剖時の遺体取り違えの事例が散発的に発生しています。遺族の承諾を得ていない解剖は死体解剖保存法に反する行為であり、ご遺体への尊厳を傷つけ、ご遺族に多大な心労をかけることになり、厳に避けなければなりません。日本病理学会としては、病理解剖開始前に下記の事項を遺体取り違え防止策として実施することが不可欠と考えておりますので、各施設で周知・徹底をお願いいたします。

遺体の取り違えは、霊安室等から解剖室への移送過程で発生しますが、施設ごとに霊安室や移送担当などの運用法は様々であるため、一律の指針を示すことは困難でありここでは取り上げておりませんが、各施設の状況に応じた霊安室における取り違え防止策を定めることを推奨します。

解剖室にて病理解剖開始前に実施すべき遺体の確認方法

1. 主治医による確認

解剖執刀医は、解剖開始前に主治医*に遺体の確認を求める。主治医は遺体の顔を含め確認し、「×××（患者氏名）さんで間違いありません」と解剖執刀医に伝える。

*主治医（困難な場合はそれに準じた担当医）は的確な臨床情報提供のためにも必ず病理解剖に立ち会う。

2. リストバンドによる確認

解剖執刀医は、解剖開始前にリストバンド（ネームバンド）**の患者氏名が、解剖申込書に記載された患者氏名と同一であることを確認する。記載があればIDや生年月日も併せて確認することが望ましい。

**患者死亡後にリストバンドは外されることが多いが、病理解剖を実施する場合は、以下のような運用が推奨される。

- ・ 遺体のリストバンドを外さずに霊安室や病理解剖室に移送し、患者確認ができるようにする。

- ・ 何らかの理由でリストバンドが外された状態で死亡した場合は、リストバンドを再発行・装着した後に移送する。

- ・ 救急外来患者の場合も、病理解剖を実施することが決定したら、リストバンドを発行・装着してから移送する。

以上の遺体の取り違え防止策を、各施設の状況に沿う形で剖検マニュアル等に反映させ、病理医や技師、関連する臨床医や看護師、霊安室スタッフ等へ十分な周知をお願いします。リストバンド着用を必須としていない施設においては「1.主治医による確認」を徹底してください。解剖実施時に記載する肉眼所見記録用紙などに患者確認済チェック欄を設けることも推奨されます。